6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してインドにおいてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためインドへの入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(1)　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インド政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。

(a)　借款が生産物若しくは役務又はそれらの輸入、製造、調達若しくは供給に関連してインドにおいて課されるいかなる租税の支払にも使用されないこと。

(b)　請負業者又はコンサルタントが支払う個人所得税又は法人税を除くいかなる税も、実際の調達手続において容易に判別することができる税（主要な請負業者又はコンサルタントとインドの実施機関との間の直接の取引により計画に供給される最終の生産物又は役務に関して課される税を含む。）である場合には、インドの実施機関によって支払われること。

8　インド政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びインドの一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正に、かつ、効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　この書簡の付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年三月二十九日に東京で

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司

日本国駐在
インド特命全権大使
スジャン・ロメーシュチャンドラ・チノイ閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　ムンバイメトロ三号線建設計画（第二期）	千億円	一・五		十年の据置期間の後二十年	五年
			コンサルタントに対する支払部分		
		〇・〇一			
2　チェンナイ海水淡水化施設建設計画（第一期）	三百億円	一・五		十年の据置期間の後二十年	十年
			コンサルタントに対する支払部分		
		〇・〇一			

総　額　千四百九十二億千八百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本使は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十八年三月二十九日に東京で

日本国駐在
インド特命全権大使
スジャン・ロメーシュチャンドラ・チノイ

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司閣下

3　ヒマーチャル・プラデシュ州森林生態系保全・生計改善計画	百十一億三千六百万円		十三年	十年の据置期間の後二十年
		コンサルタントに対する支払部分		
		〇・〇一		
4　チェンナイ都市圏高度道路交通システム整備計画	八十億八千二百万円		十三年	十年の据置期間の後二十年
		コンサルタントに対する支払部分		
		〇・〇一		

○外務省告示第百五十九号

一　昭和三十八年四月二十四日にウィーンで作成された「領事関係に関するウィーン条約」の締約国につき、平成三十年三月二十六日現在で、次のとおり追加があった（平成二十八年八月十七日外務省告示第三百三十一号からの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
マルタ共和国	平成九年十二月十日	平成十年一月九日
モーリタニア・イスラム共和国	平成十二年七月二十一日	平成十二年八月二十日
ベリーズ	平成十二年十一月三十日	平成十二年十二月三十日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に通告した。

スロベニア共和国	平成四年七月六日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	平成五年八月十八日
ボスニア・ヘルツェゴビナ	平成五年九月一日
セルビア共和国	平成十三年三月十二日

平成三十年四月十六日

外務大臣　河野　太郎